

20年経験者研修実施要項

1 研修の目的

教職経験20年目の教員が自己の指導方法や教育実践を振り返り、より一層意欲をもち、学校運営に積極的に参加し、職務に取り組むことができるよう、時代に応じた専門的知識や幅広い教養を身に付けることを目的とする。

2 主 催 埼玉県教育委員会

3 実 施 埼玉県教育委員会

4 対 象

(1) 公立の幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校の教員のうち、教職経験20年目の者（以下「20年経験者研修教員」という。）

（注）教職経験年数は、本県又は他の都道府県で国公私立学校（園）の教員として勤務した年数とする。ただし、臨時的任用期間を含まないものとする。

(2) 前年度と同研修において出席日数が十分でなかった者

(3) 参加年度を変更できる者

以下の事由で当該年度に参加することが適当でないと所属長が認める場合は、参加年度を前年度に繰り上げ又は次年度以降に繰り延べることができる。

ア 休職又は育児休業等の期間に当たり、参加することができない場合

イ 健康上の理由等によって、参加が困難な場合

ウ 同一校に20年経験者研修教員が複数おり、同時に参加すると学校運営上適当でない場合

エ その他

(4) 20年経験者研修の対象から除外する者

ア 管理職及び管理職候補者名簿に登載された者

イ 県教育委員会又は市町村教育委員会が認める者

(ア) 「各地域の中核となる校長・教頭等の育成を目的とした研修」（中央研修）を修了した者

(イ) 「中期研修会」を修了した者

(ウ) その他

5 研修の種別・日数・内容等

共通研修 (1日)	校(園)内研修 (1回以上)
共通の内容について、講演・講義・演習を通じた研修	授業(保育)研究会等

(1) 共通研修

ア 第1日は5月から7月までに実施する。

イ 共通研修の内容は、20年経験者研修の意義とその理解、喫緊の教育課題の解決、教員として求められる服務や倫理の確立、学校運営に必要な知識及び資質能力の向上を図るものとする。

(2) 校(園)内研修

ア 授業研究会は1回以上行う。

イ 授業研究会は学校の内外を問わず適任者を指導者とする。

ウ 授業研究会には可能な範囲で校内の他の教員等が参加する。

エ 養護教諭は授業研究会の実施、または「健康に関する講義等」を所属校の教職員、または児童生徒に対して行う。

オ 栄養教諭は授業研究会の実施、または「食育に関する講義等」を所属校の教職員、または児童生徒に対して行う。

カ 幼稚園教諭及び保育教諭については、所属園内の人数が少ない場合、研修者同士での保育研究会などの形式で実施する。

6 講師及び指導助言者

(1) 学識経験者及び大学等教育機関の教授等

(2) 県及び市町村教育委員会の職員

(3) 公立学校(園)の校(園)長及び教員等

(4) 研修協力機関職員

(5) その他

7 研修の報告

(1) 市町村立学校(園)長は、「20年経験者研修実施報告書」、「学習指導案」、「研究協議録」を所管する市町村教育委員会を経て、1月末日までに県教育委員会に提出するものとする。

(2) 県立学校長、埼玉大学教育学部附属学校(園)長は、「20年経験者研修実施報告書」、「学習指導案」、「研究協議録」を、1月末日までに県教育委員会に提出するものとする。

8 その他

旅費については、所属校の負担とする。

附則

この実施要項に定める事項は、平成18年4月1日から施行する。

この実施要項に定める事項は、平成19年4月1日から施行する。

この実施要項に定める事項は、平成20年4月1日から施行する。

この実施要項に定める事項は、平成21年4月1日から施行する。

この実施要項に定める事項は、平成28年4月1日から施行する。

この実施要項に定める事項は、平成31年4月1日から施行する。